

南種子町農業委員会平成 27 年 6 月総会議事録

1. 開催日時 平成 27 年 6 月 15 日（月）午前 9 時 30 分から午前 10 時 19 分
2. 開催場所 研修センター 1 階東側会議室
3. 出席委員

会長	5 番	戸石 助美			
会長職務代理者	7 番	石堂 かよ子			
委員	1 番	寺田 誠	2 番	池亀 昭次	
	3 番	中里 安男	4 番	古市 道則	
	6 番	中峰 義哉	8 番	西田 暁	
	9 番	高田 照美	10 番	白川 秋信	
4. 欠席委員 12 番 小山 重和
5. 議事日程
 - 第 1 議事録署名委員の指名
 - 第 2 諸般の報告
 - 第 3 議案第 1 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による平成 24 年度第 13 号農用地利用集積計画の一部変更に対する意見決定について
議案第 2 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による平成 27 年度第 11 号農用地利用集積計画（案）に対する意見決定について
議案第 3 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
議案第 4 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について
議案第 5 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について
議案第 6 号 農地流動化奨励金交付申請について
6. 農業委員会事務局職員

事務局長	羽生 幸一
農地振興係係長	河野 彰子
農地振興係	河野 裕太
7. 会議の概要

事務局 それでは本日の総会は南種子町農業委員会会議規則第 6 条により成立していることを報告いたします。

議長 長 ただ今から、第11回農業委員会定例総会を開会いたします。
議長 長 日程第1、会議録署名委員の指名ですが、私の方より指名してよろしい
でしょうか。

(「はい」の声あり。)

議長 長 異議がないようですので、私の方より指名します。議席番号1番、寺田
誠委員。2番、池亀 昭次委員を指名します。

議長 長 日程第2、諸般の報告。局長が行います。

事務局 それでは会長諸般の報告を別紙にて報告いたします。5月18日、新規
認定農業者認定式が9時から町長室で開催されております。認定者につ
きましては、A、B、C氏であります。5月19日、町農業者年金友の会第
33回通常総会・親善研修会が9時から町福祉センターで開催され、農業委
員・職員一同で対応したところであります。5月20日、改正農地法案説
明会ということで、10時から鹿児島市で開催されております。同日、平成
27年度市町村農業委員会会長・事務局長会議が13時から鹿児島市で開催
されております。出席については、会長・局長であります。内容につ
きましては、農業委員会組織・制度、農地法の改正に関する事項、平成27
年度農業委員会の重点推進事項についてであります。5月21日、町農業再
生協議会監査が11時から研修センターで開催され、会長が監査をして
おります。同日、平成27年度種子島地区農業改良普及事業協議会総会が14
時から中種子町で開催され、会長・局長が出席しております。同日、平成
27年度種子島高等学校農業教育普及連携協定事業協議会総会が15時
から中種子町で開催され、会長・局長が出席しております。

5月25日、平成27年度農政関係主要施策説明会が14時から中種子町
で開催され、局長が出席しております。同日13時から、担い手の確保・
育成市町村・JA等担当課長会が鹿児島市で開催され、係長が出席して
おります。同日、小平山農地管理組合運営委員会が19時30分から小平山公
民館で開催され、農地相談員が出席しております。5月26日から29日に、
平成27・28年期のさとうきび植え付け調査ということで、町内の調査を
職員で対応したところであります。

5月27日、平成27年度南種子町農業再生協議会総会が10時30分
から研修センターで開催され、会長・局長が出席しております。6月2日、種
子島農業公社 南種子地区運営委員会が16時から研修センターで開催さ
れ、局長が出席しております。内容については、南種子地区における農作
業受託体制 水稲育苗施設及び水稲乾燥施設の管理体制についてであり
ます。6月4日、農の雇用事業現地調査が13時30分から町内で開催され、
県農業会議の職員が来庁し、局長が対応しております。内容については、
研修受け入れと研修生の現地確認であります。

6月5日、現地調査、9時から町内でありまして、出席者については農

業委員・事務局であります。内容につきましては、3条・4条・5条・奨励金・現況確認・農地パトロールについてであります。出席については会長、高田農地部長、西田・白川・寺田・古市・小山・池亀・中里委員であります。同日、平成27年度種子島宇宙開発促進協議会総会が14時から中種子町で開催され、会長が出席されております。同日16時から、種子島地区さとうきび大規模栽培農家組織設立総会が中種子町で開催され、局長が出席しております。内容につきましては、平成26年度実績並び平成27年度事業計画についてであります。

6月8日、南種子町農林業技術者連絡協議会総会が15時から研修センターで開催され、会長・職員が出席しております。6月9日、県農業者年金協議会第34回通常総会 熊毛支部総会が13時30分から鹿児島市で開催され、会長・局長が出席しております。6月10日、平成27年度みなみたねグリーンツーリズム協議会総会が18時30分から日高旅館で開催され、会長・局長が出席しております。6月11日、農地流動化促進調査 相続未登記農地調査説明会が13時30分から西之表市で開催され、係長・農地相談員が出席しております。内容につきましては、相続未登記農地調査、耕作放棄地対策であります。以上で諸般の報告を終わります。

議長 報告が終わりました。質疑については、この後開催されます全員協議会で行いたいと思います。

議長 日程第3、議案協議 議案第1号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による平成24年度第13号農用地利用集積計画の一部変更(賃貸借権1件)に対する意見決定について、を議題にします。事務局より説明をお願いいたします。河野係長。

事務局 議案第1号は農用地利用集積計画の一部変更(賃貸借権1件)について承認を求めるものでございます。資料は2ページをお開きください。

整理番号1番は、平成24年度第13号にて承認された、平成24年11月30日付け公告の一部変更に関する、貸す人・D。借りる人・Eであります。

資料のほうは3ページのほうをお開きください。

平成24年12月1日から平成29年11月30日までの5年間設定期間で、畑 1,708㎡ 借人の都合により合意解約するものであります。

資料4ページをお開きください。変更契約内訳書について説明します。

整理番号一番について、説明させていただきます。利用権設定をする者は南種子町〇〇〇番地〇 Dさん・77歳で、利用権設定を受ける者は、南種子町〇〇〇番地〇 Eさん・49歳です。登記・現況は、田で1筆の1,708㎡。権利の内容は主にさとうきび作付で設定をしておりましたが、平成27年4月30日付けで借人の都合により合意解約するものであります。

個別の資料については5ページから6ページのほうに添付してありますので、お目通しをお願いしたいと思います。以上、承認を求めるもので

す。説明を終わります。

議長 説明が終わりました。これから質疑に入ります。
議長 ありませんか。
議長 (「なし。」の声あり。)

議長 異議がないようですので、議案第1号については、原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。全員賛成ですので、原案どおり決定いたします。議案第1号については原案どおり決定いたしました。

議長 日程第4、議案第2号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による平成27年度第11号農用地利用集積計画(案)に対する意見決定について、を議題にします。

事務局より(議案第2号の)説明をお願いします。河野係長。
事務局 議案第2号は農用地利用集積計画の承認について、平成27年6月30日を公告日とする農用地利用集積計画 賃貸借権4件・使用貸借権2件を定めたいので、承認を求めるものです。

資料は10ページをご覧ください。先ず、農用地利用集積計画 賃貸借権4件について説明いたします。

利用権設定をする方は、〇〇〇番地〇 Dさん 外3名の方で、利用権を受ける方は、〇〇〇番地 株式会社 Y 外3名の方でございます。

現況は、田が8筆の9,171㎡、畑が2筆の2,849㎡です。設定期間は、5年間設定が3件の新規設定2件と、うち再設定が1件となります。10年間設定が1件の再設定ということになっております。

整理番号1番につきましては、先ほどの1号議案で承認された、Dさんの案件でございます。土地の所在が〇〇字〇〇〇—〇の畑1筆と、外1筆を株式会社 Yと利用権設定するということになりました。

続いて、使用貸借権2件について、説明いたします。

整理番号5番のほうになりますが、使用貸借について説明いたします。

南種子町〇〇〇番地 GさんとHさんは親子関係にあります。Gさんが農業者年金受給者でHさんへ経営移譲をおこなっております。貸借期間の終了したことに伴いまして、再設定するものでございます。

現況は、田が1筆、畑が2筆の7,174㎡であります。

整理番号6番の使用貸借についても同様に、南種子町〇〇〇番地 IさんとJさんは親子関係にあります。Iさんが農業者年金受給者でJさんへ経営移譲をおこなっております。貸借期間の終了したことに伴い、再設定するものでございます。

現況は田が11筆、畑が6筆の16,825㎡であります。

整理番号1番から整理番号6番の個別資料につきましては、12ページから32ページに添付してあります。お目通しのほうをよろしくお願いま

す。

利用権設定を受ける者は、経営規模拡大を図り、耕作を継続しており、これからも農作業に従事していくものと認められますので、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。以上、承認を求めるものです。説明を終わります。

議 長 説明が終わりました。これから質疑に入ります。

議 長 質疑はありませんか。

(「ありません。」の声あり。)

議 長 異議がないようですので、議案第 2 号については、原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。全員賛成ですので、原案どおり決定いたします。議案第 2 号につきましては原案どおり決定いたしました。

議 長 日程第 5、議案第 3 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について、譲渡人(貸人)・K、譲受人(借人)・L 外 4 件を議題とします。事務局より説明をお願いします。河野係長。

事 務 局 資料は 33 ページをお開きください。今月の農地法第 3 条の許可申請は、所有権の移転が 3 件、使用貸借が 2 件です。議案第 3 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について、資料を読み上げます。

整理番号 1 番、譲受人が〇〇〇番地〇の L さん。譲渡人が〇〇〇番地〇〇の K さんです。土地の所在が、〇〇字〇〇〇。地目は畑で、地積は 563 m²。贈与による所有権移転で対価は無償です。

整理番号 2 番、譲受人が熊本県熊本市〇〇〇番地〇有限会社 M。譲渡人が〇〇〇番地〇 N さんです。土地の所在が、〇〇字〇〇〇—〇。地目は田で、地積は 279 m²です。所有権移転で対価は〇〇万〇千〇百円です。

整理番号 3 番、譲受人が〇〇〇番地 O さん。譲渡人が〇〇〇番地〇 P さんです。土地の所在が、〇〇字〇〇〇。地目は畑で、地積は 2,454 m²。所有権移転で対価は〇〇万円です。

整理番号 4 番、借人が〇〇〇番地 O さん。貸人が〇〇〇番地 Q さんです。土地の所在が、〇〇字〇〇〇。地目は畑で、地積は 2,293 m²。5 年間の賃貸借設定です。対価は、反当〇万円でございます。

整理番号 5 番、借人が〇〇〇番地 O さん。貸人が〇〇〇番地 R さんです。土地の所在が、〇〇字〇〇〇—〇〇。地目は畑で、地積は 1,493 m²。5 年間の賃貸借設定です。対価は、反当〇万円でございます。

字図は 40 ページから添付しております。これらの件につきましては、35 ページからの調査書にあるとおり、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。以上で説明を終わります。

議長 長 　　ただ今の説明に関連して、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。整理番号1番・2番。高田委員。

9番委員 　　整理番号1番のLさんとKさんの件ですが、この農地につきましては、以前より親父からの経営移譲を受ける段階、それ以前からの売買というか贈与された農地でございますので、この度の農家台帳の整理で、この農地は所有権（移転）がされていないということが判明いたしまして、相互話し合いの下、今回名義整理、所有権移転をするということでの申請でございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

　　整理番号2番につきましては、N君から有限会社Mへの売買でございます。4月の定例会のおりにもありましたように、この農地は41ページの字図を見てください。この農地の中に5人の所有者がおりまして、4月の段階で4人の所有権移転はされましたが、今回残りのN君の農地についての、所有権の移転でございます。単価につきましては、反当〇〇万円ということでございます。まあ今回の申請で、この区画につきましては、有限会社Mが全部農地を取得したということで、今後とも耕作されるということになりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。以上です。

議長 長 　　整理番号3番・4番・5番の担当委員は小山委員ですが、本日欠席です。島間校区・隣接地区の担当であります、池亀委員から説明をお願いします。

2番委員 　　はい。3番のOさん、いま現在、Oさんが住んでいる家の隣に、この畑がございまして、Oさんは京都から来て、あの11年から何年位になりますか。それでIターンで来て、安納イモを主体に作っております。まあ種子島にずっと居たいということで、この自分が居る家の横の畑を購入したいと相談をいたしまして、それでここに安納イモを作っていくと、今また自分が居る家も、畑の持ち主の家で、これも将来的には売って欲しいということをお申しております。

　　そして又、トラクターとか、そういうのも現在持っております、順調に安納イモを作っております。それでその下の、今度は4番と5番につきましても、畑がもう少し欲しいということで、少しずつ増やしている状態です。それで一生懸命、朝早くから夕方まで頑張っておる男でございますので、何ら問題はないと思ひます。よろしくお願ひします。

議長 長 　　説明が終わりました。これから質疑に入ります。
（「はい。」の声あり）

議長 長 　　はい。白川委員。

10番委員 　　この対価〇〇万円ちゅうのは、2,454㎡で〇〇万円ちゅうことですか。事務局。

議長 事務局 　　はい。そうです。

10番委員 　　2反4畝で〇〇万ちゅうことですか。

事務局 はい。そうです。
10番委員 分かりました。

議長 他に質問ないですか。
10番委員 もう1件いいですか。

議長 はい。白川委員。

10番委員 田畑の対価ちゅうのは町がある程度まあ、何かこう反当時価幾らとか、その指針ちゅうか町から何かこう指導があるんですかね。

議長 はい。事務局。

事務局 農業委員会では、その対価の公表は全然しておりません。ここについては、土地評価関係もありますので、農業委員会からの情報提供という形では、過去にはしていたようですが、それが売買まで適応されるということがありまして、双方の売り手・買い手のほうで、値段をそれぞれで決めてもらうという形であります。まあ、農業委員会では直近の3年間ぐらいは公表していない状況です。

10番委員 はい。分かりました。

議長 他に質問等ないですか。
（「異議なし。」の声あり）

議長 異議がないようですので、議案第3号については、原案どおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。全員賛成ですので、原案どおり決定いたします。議案第3号については原案どおり決定いたしました。

議長 日程第6、議案第4号 農地法第4条の規定による許可申請について、申請人・Qを議題とします。事務局より議案の説明をお願いします。河野係長。

事務局 資料45ページをお開きください。今月の農地法第4条の許可申請は2件でございます。議案第4号 農地法第4条の規定による許可申請について、資料を読み上げます。

整理番号1番、申請人が〇〇〇番地のQさん。土地の所在は〇〇字〇〇〇—〇の1筆。登記・現況ともに畑でございます。地積は330㎡。転用計画といたしましては、一般住宅に変更です。工事計画は、平成27年7月から平成27年11月まで。資金は造成費〇〇万円、建築費〇,〇〇〇万円、合計〇,〇〇〇万円、全て融資によるものでございます。目的といたしまして、一般住宅を建てるためでございます。転用事由の詳細につきましては、「現在住まいが手狭であり、又老朽化しているため申請地に住居を建築したい」とのことでございます。

農用地区域外の都市計画区域外で、2種農地の中のその他の農地に該当すると思われます。

詳細につきましては、次のページからの資料をご覧ください。

続いて、資料 50 ページをお開きください。

整理番号 2 番、申請人が〇〇〇番地の Q さん。土地の所在は〇〇字〇〇〇—〇の 1 筆。登記・現況ともに畑です。地積は 233 ㎡。転用計画といたしまして、資材置場に変更でございます。工事計画は、平成 27 年 7 月から八月まででございます。資金は造成費〇〇万円、全て融資によるものでございます。目的といたしまして、資材置場となっております。転用事由の詳細につきましては、「建築資材置場のスペースが足りないため」、ここに建築したいということでございます。

農用地区域外の都市計画区域外で、2 種農地の中のその他の農地に該当すると思われま。

詳細につきましては、次のページからの資料をご覧ください。以上で説明を終わります。

議長 長 ただ今の説明に関連して、地区担当委員の方から現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。整理番号 1 番、池亀委員。

2 番委員 49 ページを開けていただければ、お判りになるかと思えます。先ずそこに真っ黒く四角で囲ってあるのが、ここに家を造るところでございます。その前に宅地という細長いところがありますね。これが今、倉庫でなく建設用の作業場がございまして、その奥に宅地というのがございますね。ここが生まれた実家でございます。この家も古くなっておりまして、いま現在新しい奥さんをお願いしまして、奥さんと一緒にこれから新しい家で生活を始めるということで、ここに家を造る訳でございます。それでその横が、今度その作業置き場ということになります。もちろん、あまりここで百姓をする人は少ない訳でございます。何ら問題はないと思えますので、よろしくをお願いいたします。

議長 長 担当委員の説明が終わりました。これから質疑に入ります。

議長 長 質疑ありませんか。

議長 長 異議がないようですので、議案第 4 号については、原案どおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。全員賛成ですので、原案どおり決定いたします。議案第 4 号については、全員賛成ですので原案どおり許可相当とし、県農業会議に諮問することといたします。

議長 長 日程第 7、議案第 5 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について、譲渡人・S 外 1 名、譲受人・T を議題とします。事務局より議案の説明をお願いします。河野係長。

事務局 55 ページをお開きください。今月の農地法第 5 条の許可申請は 2 件です。議案 5 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について資料を読み上げ

ます。

整理番号1番、譲受人が南種子町〇〇〇番地のTさん。譲渡人が南種子町〇〇〇番地〇〇のSさん 外1名です。

土地の所在は、〇〇〇字〇〇〇—〇〇 外2筆。登記・現況は畑。地積は500㎡でございます。工事計画といたしまして、平成27年7月から27年11月を予定しているところでございます。資金は全て融資によるものでございます。理由といたしまして、『現在借家住まいで、子供も大きくなり手狭になっているため』とのことです。農用地区域外の都市計画区域内であり、2種農地のその他の農地に該当します。詳細につきましては次のページからの資料をご覧ください。

続いて、整理番号2番になります。資料は61ページになります。

譲受人が南種子町〇〇〇番地のTさん。譲渡人が南種子町〇〇〇番地〇〇のSさん 外1名です

土地の所在は、〇〇〇字〇〇〇—〇〇 外1筆。登記・現況は畑。地積は1,156㎡。工事計画といたしましては、平成27年7月から27年11月を予定しているところです。資金は全て自己資金によるものでございます。理由といたしまして、『駐車場経営を計画していたおり、借人や立地の条件等が申請地と合致したため』とのことでございます。農用地区域外の都市計画区域内であり、2種農地のその他の農地に該当します。詳細につきましては次のページからの資料をご覧ください。以上で説明を終わります。

議 長

ただ今の説明に関連して、地区担当委員の方から現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。整理番号1番・2番。寺田委員。

1番委員

住宅と駐車場の建設のための申請でございますけれども、SさんとUさんの名義の畑の部分を買って、そこに住宅が500㎡で、それから駐車場が1,156㎡でございます。

図面でいきますと60ページのほうにありますけれども、東側のほうに大体2つに分かれたような感じで、東側のほうに住宅を造りまして、西側のほうに仮駐車場を造るという計画でございます。周辺に、これは前を〇〇電化が太陽光を設置している土地があり、周辺は〇〇〇の住宅とそれから相当数の家が集合しておりまして、それから住宅と駐車場の水抜きについては、しっかりとした側溝が道の真ん中に設置してあるということで、そっこのほうを利用して水を流すということで、まあそういうことで住宅と駐車場への転用行為によって、周辺の農地に係る営農条件に支障はないものと思っております。

それから仮駐車場の周辺住民については、事前に本人が調査済みであるということをお願いいたします。以上でございます。ご検討をお願いします。

議 長

担当委員の説明が終わりました。これから質疑に入ります。

- 議 長 ありませんか。
（「なし。」の声あり）
- 議 長 異議がないようですので、議案第5号については、原案どおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。全員賛成ですので、原案どおり決定いたします。議案第5号については、全員賛成ですので原案どおり許可相当とし、県農業会議に諮問することといたします。
- 議 長 日程第8、議案第6号 農地流動化奨励金交付申請について、申請人・V 外 22 件を議題とします。事務局より議案の説明をお願いします。河野係長。
- 事 務 局 資料は 67 ページをお開きください。議案第6号 農地流動化奨励金交付申請について説明します。
申請人は、Vさん 外 22 件。地積の合計は全体 971 アールでございます。奨励金の合計額は〇〇万〇千〇百円です。現地調査において、耕作されていることを確認しておりますので問題はないかと思えます。以上で説明を終わります。
- 議 長 担当者の説明が終わりました。これから質疑に入ります。
- 議 長 ありませんか。
- 7 番委員 すみません。
- 議 長 はい。石堂委員。
- 7 番委員 この 23 番のWさんののは、Xさんとの話の農地ですよ。ちょっと名前が間違っているようです。
- 議 長 はい。事務局。
- 事 務 局 すみません。23 番のWさんの分につきましては、こちらがYさんに変わります。資料の訂正をよろしくお願いいたします。
- 議 長 石堂委員、よろしいですか。
- 7 番委員 はい。
- 議 長 他に意見はないですか。
（「なし。」の声あり）
- 議 長 異議がないようですので、議案第6号については、原案どおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。全員賛成ですので、原案どおり決定いたします。議案第6号については原案どおり決定いたしました。
- 議 長 以上で、本日の総会の議案事項は全てを終了いたします。